



臨床残余試料等の取扱いについて

埼玉病院 臨床検査科では、当院の理念である「この地の人々の健康といのち、そして安心のこころを守る」を目指し、精確な検査結果を迅速に提供できるよう努めております。

この理念のもと、今後もよりよい医療を提供していくため、当院にて臨床検査を実施後の残余試料（血液・尿・体腔液・組織など）を以下に提示いたしました日常検査業務や教育目的にて使用させていただく場合があります。ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

残余試料の使用目的

- 病院内での臨床検査における精度管理のため
- 新規導入する検査方法や試薬が従来のもとの差がないか確認するため
- 同じ検査項目を異なる分析装置にて測定しても結果に差がないか確認するため
- 検査値の基準範囲を設定するため
- 原因不明の異常値を精査（他の検査方法などで再測定）するため
- 学生の臨地実習を行うため（臨床検査技師になるために必須）

- ◆ 診療に必要な検査後の残った部分（残余試料）を使用しますので、通常の診療のための採血量や採血管本数が増えることはありません。
- ◆ 新たに費用負担が発生することはありません。
- ◆ 臨床情報については誰の試料か特定できないように処理しております。
- ◆ 外部に情報が漏れないよう厳重に管理しております。
- ◆ 上記についてご同意いただけない事項がある場合には、その旨をいつでも注射センター窓口までお申し出ください。
- ◆ 使用を拒否されましても、患者さんの診療内容に影響することはなく、不利益をこうむることは一切ありません。
- ◆ 研究目的で使用する場合は、別途個別の同意を得ること、国の法律・指針に則った手続きを経ること、倫理委員会の承認を得ることになります。
- ◆ ヒトの遺伝子解析には使用しません。